

摂津市地域公共交通協議会 財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、摂津市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、摂津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、摂津市からの補助金、他の団体等からの負担金、国等からの補助金等をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 会長は、会計年度毎に事業計画書及び予算計画書を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算の流用及び予備費の充当)

第4条 支出に係る予算の流用及び予備費の充当は、摂津市の例によるものとする。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、事務局長及び事務局員に協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、会長が行う会計事務以外の会計事務をつかさどり、適正に処理しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の収入及び支出の手続きは、摂津市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、出納その他会計事務の管理を行うものとする。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、事業報告書及び決算報告書を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第17条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(精算)

第9条 協議会は、市の補助金について、既に交付を受けた額が当該年度の支出額を上回る場合は、原則として翌年度へ繰り越さず、当該金額を返還しなければならない。なお、市の補助金により生じた利息がある場合は、補助金と合わせて返還しなければならない。

(その他)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、令和6年2月26日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年4月24日から施行する。